

第30回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年5月22日（火）午後1時30分

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者等

（委員）

荻野太司，佐久間仁，佐藤俊正，澤田泰昭，田村眞，万野圭美，溝口理佳，森岡久尚，山田直実（五十音順，敬称略）

（講師）

岡川毅志，平松卓也（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

家裁首席書記官，首席家裁調査官，家裁訟廷管理官，家裁主任書記官，家裁事務局長，家裁事務局次長，家裁総務課長，家裁総務課課長補佐

4 議事

(1) 各委員の紹介

(2) 講師の紹介

(3) 前回委員会での提言に対する報告

(4) 成年後見制度の概要説明

(5) 成年後見人の業務の説明

(6) 成年後見制度利用促進基本計画の概要説明

(7) 成年後見制度利用促進基本計画の促進に向けた専門職団体の活動の説明

(8) 岐阜県における成年後見・権利擁護に関する取組状況の説明

(9) 成年後見制度の利用促進に向けた取組についての意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(10) 次回期日 平成30年11月13日（火）午後1時30分

(11) 次回の意見交換の主なテーマについて（未定）

(別紙)

意見交換の要旨

(委員長) 成年後見制度利用促進基本計画の中でも、成年後見制度自体が利用されていないということが指摘されているが、後見制度そのものは一般にどの程度、理解、浸透しているだろうか。

(A委員) 後見制度自体の認識が薄く、後見制度があることは理解していてもその内容、活用のプロセスについては余り浸透していないのが実情であると思う。民生委員が制度の対象となり得る情報を持っていても、個人情報の管理の問題もあり、自治会連合会まではその情報が上がってこない。自治会活動を通じて、後見制度の利用につなげるには遠い道のりがあると感じている。

(B委員) 後見制度自体が本人のための制度であるという理解が浸透していないと感じることが多い。親族が認知症のため銀行での手続等に支障が生じ、弁護士に相談して、初めて後見制度を知るという方が多い。また、親族が積極的に申立てをしたいという雰囲気ではないと感じる。

(X講師) 弁護士の立場からすれば、後見制度利用の相談件数はそれなりにあるが、制度説明をすると利用しないということがある。利用しない理由として、専門職後見人に報酬を支払うことへの抵抗感や、自らが後見人になる場合の報告義務の負担を述べられることが多いように感じる。

(Y講師) 家族が適切に本人と対応をしているのに、後見人になると裁判所の監督を受けることになり負担が大きいという話もあると思う。しかし、家族が楽になれるのであればということでも手続を進める方もおり、トラブル等の解決に後見制度が役立つということを広報し、地域の方にメリットを実感してもらえるとよ

いと思う。何かの切っ掛けがあって必要性を感じないと、なかなか制度利用につながらないと思う。

(C 委員) 後見制度の利用，中核機関の設立等に向けて，医師会としても協力できるところはしていきたいので，まずは情報提供していただきたい。

(委員長) 成年後見制度利用促進基本計画は，新聞等で取り上げられたが，どの程度浸透しているのだろうか。

(D 委員) 基本計画自体は，周知が広まってきていると感じているが，それが利用促進にどうつながるかは未知数であると感じている。

(E 委員) 私自身は，基本計画という言葉は聞いたことがあるが，その内容については知らず，一般に広く浸透しているとは感じられない。

(F 委員) B 委員の話にあったように，後見制度利用の必要性を感じてもらうことが，制度の利用促進につながると思う。トラブルの予防のためにも必要な制度だと感じるので，基本計画の中にある広報機能をどの機関がどのような方法で行うかが重要であると思う。

(委員長) 成年後見制度利用促進基本計画自体が一般には広く周知されていないという意見もあるようである。周知するためには，広報活動をどう進めていくべきなのか。

(Y 講師) 地域で活躍する福祉の専門家が，基本計画を正しく理解し，後見制度のニーズを弁護士，社会福祉士，司法書士等につないでいくことが必要ではないかと思う。

(委員長) 現状では，後見制度のニーズがあるときに，そのニーズが適切に専門職につながっていないのであろうか。

(X 講師) 申立権者である 4 親等内の親族等が必要性を感じないと後見

制度が利用されないのが現状である。真に必要なのに4親等内の親族等から申立てがなされない場合、行政が主体となり、市町村長申立てをする必要がある。

(委員長) ニーズがあるけれども申立権者がいない、あるいは申立権者が申立てをしない場合、市町村長申立てという形にならざるを得ない。そういうケースで専門職が市町村に働きかけるということもあるのか。

(Y講師) 相談を受けて市の高齢福祉課等につないでいくことは多々ある。中核機関が設立されれば、さらに後見制度のニーズを市町村につないでいけると期待している。

(X講師) 申立てのノウハウのない市町村に対して、県が市町村長申立てについての研修を行っていただけるよう期待したい。

(G委員) 県としては、地域によって申立件数に偏りがあり、権利擁護支援員を配置している自治体の申立件数が多いという印象である。また、権利擁護支援員を配置したり、社会福祉協議会が活発に活動している自治体では取組が進んでいると認識している。

(委員長) 中核機関設立に向けた準備会を立ち上げているのは、各務原市と美濃加茂市くらいではないかという話が出ていた。他の市町村は準備会もないということからすると、中核機関設立への動きが始まっていないということになるのか。

(Y講師) 自治体によっては、担当者レベルでは中核機関の必要性を感じているところもあるが、準備会の設立には至っていないと認識している。今後、県の取組によって、次々と準備会が設立されることを期待している。

(委員長) 県としては、準備会の設立に向けた各市町村への働き掛けとして、どのようなことを考えているのか。

- (G 委員) 設置していない市には様々な事情があるので、各方面からきめ細かい情報を提供していただき、県として対応していきたいと考えている。
- (X 講師) 各自治体任せでは動きが鈍く、実現不可能ではないかと感じている。ある程度広域で中核機関設立を目指していかないといけないし、情報の共有化をしていかないといけないと思っている。そういった中で、できれば県に音頭をとっていただいて、進めていくのがよいと弁護士会としては考えている。
- (Y 講師) ぱあとなあ岐阜としても、中核機関設立に向けては弁護士会と同様な認識である。そのほか、県から市町村に対し、後見制度利用支援事業が使いやすいものとなるように指導していただければと思う。
- (委員長) 中核機関の設立に向けた支援として、今後考えられる方策はないか。
- (C 委員) 医療機関でもこうした問題に取り組んでおり、今後は、地域包括システムが中心となって動いていくことになると思う。地域によっては、その形がはっきりしないため分からないところもあると思うが、そちらと連携を取りながらやっていくとよいのではないか。
- (B 委員) 本当に支援が必要な人を見つけることはなかなか難しい状況である。医療や財産の状況を把握できる仕組み作りは、悩ましいと感じている。
- (Y 講師) 市町村長申立てに慣れていない市町村に対する研修や知識付与を、県に中心となってやってもらいたいと感じている。
- (X 講師) 自治体ごとに市町村長申立ての要綱を定めているが、その内容にばらつきがあるのが現状である。厚労省の通達では、2親等内の親族に確認すれば足りるのに、4親等内全員の意思確認

をしているところもある。スムーズに市町村長申立てがなされるような運用ができればと思う。

(G委員) 県として研修、セミナーを実施しているので、その場で色々な課題についてお伝えしていただければ、より対応しやすくなると考えている。

(委員長) 研修で取り上げてほしい要望等を、専門職団体から県にお伝えする窓口はあるのか。

(G委員) 担当課との間ではできていると思われるが、さらに必要であれば、指摘していただきたいと思う。

(委員長) 本委員会での議論を踏まえて、専門職団体の意見や要望の窓口を作る方向で動いていただけると幸いである。

(G委員) 中核機関の設立に関しては、人や組織をどう作っていくのかを検討する必要がある。基本計画は国の計画であるため、総花的に様々なことが網羅して記載しており、もっと細かく地域に落とし込んで議論していく必要があるのではないかと感じている。利用促進法では、市町村が成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を策定するように努めるということになっているので、例えば、どこか先進的な市町村で計画を作り、その中で中核機関の位置づけについても考えてもらうというように進めていけばよいのではないかとと思う。

(委員長) パイロット的な役割が期待できる市町村がモデルを作り、他の市町村がそれに付いていくとよいのではないかという御意見と思われる。岐阜県でそのような役割が期待できる市町村はどこになるのか。

(Y講師) 各務原市は平成31年4月ごろに中核機関を設立し、この基本計画を含めて次期の地域福祉計画においても、この基本計画を策定すると聞いているので、それを他市町村に広めていただ

けるとよいと思う。

(委員長) パイロット的な役割が期待できる市町村がモデルを作って、その具体的なイメージを他の市町村が共有化していくということは、中核機関の設立を進めていく方策としては有効であると思われるので、そういった面で少しでも裁判所としてもお手伝いできたらよいと思う。

(H委員) 本日の意見交換で、やはり支援が必要な方が制度を利用できていない現状があるということを改めて認識した。裁判所としては申立てがあって初めて後見制度を開始できるところがあるので、そういう意味では中核機関が設立されて広報機能や相談機能を担ってくれると後見制度利用につながりやすくなると感じた。今後、裁判所がこれまでしてきた協力に加え、例えば、中核機関が担っていく受任者調整において、裁判所が相当と考える後見人像について関係各機関と認識の共有を図っていくような協力もできると思う。

(委員長) 後見人像の共有化ということであるが、関係機関としての意見はどうか。

(X講師) 後見人像を共有化し、中核機関のマッチング機能で適材適所の受任者調整ができれば、弁護士会としても、推薦に当たって苦慮している現状を解消する策の一助になっていくと思う。

(Y講師) 中核機関がどのような人を候補者として推薦するのかというイメージの擦り合わせは必要ではないか。ぱあとなあ岐阜に対して、裁判所がどのような業務を期待しているのかというところも、繰り返しお伝えいただけると、会員の教育ややりがいにもつながってくると思う。

(H委員) 裁判所は、個々のケースにおいてどの専門職団体に後見人候補者の推薦依頼をするのが相当かということを考えているが、

そういうことについて、これまで専門職団体と議論することはそれほどなかったと思われる。今後、その点について協議を進めていくとよいと思う。

以 上